

事業用定期借地権設定契約書(案)

賃貸人 神戸市（以下「甲」という。）と神戸ウォーターフロント京橋地区波止場町緑地 整備・運営事業（以下「本事業」という。）を行う借借人 ●●（以下「乙」という。）は、別紙1記載の土地（以下「本件土地」という。）について、借地借家法（以下「法」という。）第23条第1項【契約期間が30年未満の場合は第2項】に規定する事業用定期借地権設定契約（以下「本契約」という。）を、以下の条項により締結する。

(目的)

第1条 本契約は、「神戸ウォーターフロント京橋地区波止場町緑地 整備・運営事業 事業者募集要項」（以下「本要項」という。）に基づく公募手続（以下「本公募」という。）において乙が甲に提出し、甲と協議のうえ確定した事業計画（以下「確定事業実施計画」という。）及び同計画に基づき乙が令和●年●月●日付けで甲に提出し、甲が令和●年●月●日付けで認定した港湾環境整備計画（以下「本計画」という。ただし、甲が本計画の変更を認定した場合は変更後の計画をいう。）に基づき、乙が本事業を実施することを目的とする。

(契約の締結)

第2条 甲は、本件土地を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

- 2 本契約により甲が乙のために設定する事業用定期借地権は、賃借権とする。
- 3 本契約については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造（第16条による甲の承認を得た場合を含む。）による存続期間の延長がなく、また、乙は建物等の買取請求をすることはできない。

【契約期間が30年未満の場合】

本契約において、法第3条から第8条まで、第13条及び第18条並びに民法第619条第1項の規定の適用はないものとする。

- 4 乙は、本件土地が甲が国から管理の委託を受けた国有港湾施設であり、国有財産法、港湾法等に基づき管理することを確認する。

(使用目的)

第3条 乙は、本件土地を、確定事業実施計画及び本計画に基づき別紙2記載の建物（以下「本件建物」という。）、附属施設及び建物以外の建造物（以下あわせて「本件建物等」という。）の所有を目的として本事業を実施するために本件土地を使用するものとし、本件建物等以外の工作物等を建築又は設置してはならず、また他の目的に使用してはならない。

2 乙は、本件建物等を専ら別紙1「使用目的」欄に記載の用途に供するものとし、その全部又は一部を他の目的（居住の用途を含む。）に使用してはならない。

3 本件土地及び本件建物の詳細を示す参考資料として次の図面を本契約に添付する。

(1) 位置図

(2) 求積図

(3) 配置図

(4) 平面図

(5) 矩計図

(6) 立面図

(7) 断面図

(契約期間)

第4条 契約期間は、別紙1記載のとおりとする。

2 前項に規定する契約期間には、本件建物等の建築及び取り壊しに要する期間を含める。

3 甲及び乙は、本契約について、契約の更新（更新の請求及び土地の使用継続によるものを含む。）及び建物の築造（第16条による甲の承認を得た場合を含む。）による契約期間の延長を行わない。

(土地の引き渡し)

第5条 甲は、本契約締結後、乙が第8条第1項に定める保証金及びその他の負担すべき金銭債務を完納したことを確認のうえ、乙の現地立会いのもとに、本件土地を現状有姿にて甲の作成する土地引渡書により引渡すものとする。

2 甲は、前項の規定により引渡す本件土地が第3条第1項に記載の目的に適合することを保証するものではなく、乙は、同目的に適合させるために本件土地の整備、整地、給排水その他本件土地の使用等につき必要な措置を講じる必要がある場合は、第15条の規

定により甲の承認を得て、乙の費用と責任において整備等を行わなければならない。

(賃貸料及び支払方法)

第6条 賃貸料は、別紙1記載のとおりとする。

2 乙は、甲に対し、前項に規定する賃貸料を、毎年度次の各号に定める支払期限までに甲の発行する納入通知書により支払う。ただし、支払期限について特別の理由があるときは、甲がその都度指定する日とする。

(1) 前期(4月1日から9月30日までの期間をいう。)にかかる賃貸料

4月30日

(2) 後期(10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)にかかる賃貸料

10月31日

なお、支払期限が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期限とし、また、支払期限が休日にあたる場合は、その翌日を支払期限とする。

3 1か月未満の契約期間にかかる賃貸料は、第1項に規定する賃貸料月額を基礎とし、日割計算により算出した金額とする。この場合において、1か月は30日として計算し、円未満の端数は切り捨てる。

(賃貸料の改定)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、賃貸料を改定することができる。

(1) 甲が本件土地につき特別の費用を負担することになったとき。

(2) 物価又は土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済情勢の変動により、又は近傍類似の土地の賃貸料に比較して賃貸料が不相当と認められるに至ったとき。

2 甲は、前項の規定により賃貸料を改定しようとする場合は、乙に対し、書面により改定した賃貸料を通知する。

(保証金)

第8条 乙は、本契約から生ずる債務を担保するため、甲に対し保証金を預託するものとする。保証金は、別紙1に記載のとおりとし、契約期間の開始の日までに甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 甲は、前項に規定する保証金の額が、賃貸料の改定によりその12か月分を下回ること

となったときは、保証金の額を改定することができる。この場合、乙は、甲に対し、改定後の保証金と既納の保証金との差額を、甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

- 3 乙は、保証金を預託していることを理由として、自己の債務不履行の抗弁とすることができない。
- 4 甲は、契約期間の満了、解除その他の事由により本契約が終了し、乙が第 20 条に規定する原状回復を完了したうえで本件土地を返還した場合、その返還の日から起算して 90 日以内に、乙に対し、保証金の全額を無利息で乙に返還する。ただし、乙に債務不履行がある場合は、甲において当該債務額を差し引き、また、乙がその責めに帰すべき事由によって本契約を解除され、かつ第 17 条又は甲乙間で令和●年●月●日付けで締結した基本協定書（以下「基本協定書」という。）に規定する違約金を支払わなければならない場合は、甲において当該違約金の全部又は一部に充当するものとし、乙は、これに対して異議を申し立てることができない。
- 5 乙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第 15 条第 1 項の規定により甲の承認を得て賃借権が第三者に譲渡された場合には、甲乙間で別段の定めをしない限り、保証金返還請求権は当該第三者に譲渡されるものとする。
- 6 保証金には、利息を付さないものとする。

（遅延利息）

第 9 条 乙は、賃貸料その他本契約に基づく金銭債務（第 8 条第 1 項及び同条第 2 項による保証金の納付義務を除く。）の履行を遅滞した場合は、甲に対し、これらに対する支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、遅延した金額に対して年 14.6%の割合による遅延利息を、甲の指定する支払期日までに甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する遅延利息の計算にあたっては、賃貸料等の額に 1,000 円未満の端数がある場合又はその全額が 2,000 円未満である場合は、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとし、また、遅延利息の額に 100 円未満の端数がある場合又はその全額が 1,000 円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（善管注意義務）

第10条 乙は、本件土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、本件土地の全部又は一部が滅失又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

3 前項に規定する場合において、その滅失又は毀損が乙による本事業の運営に伴うものである場合は、乙は自己の負担において、原状に回復しなければならない。

(土地使用の基準)

第11条 乙は、本件土地の使用にあたっては特に次の各号に留意し、関係法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

(1) 本件建物等の全部又は一部を居住の用に供しないこと。

(2) 車両を呼び込むときは本件土地内に十分な駐車スペースを確保し、周辺道路上・歩道上に駐車させないこと。

(3) 本件建物等の美観に留意し周囲の環境との調和を図ること。また、配置、規模、意匠、使用する材料の材質等について十分配慮すること。

(4) 屋外広告物は、本件土地内に設置し、美観の確保並びに周囲の環境との調和を図り、その掲示の範囲は乙の名称表示の範囲内とし、広告物の内容をあらかじめ甲と協議すること。(神戸市屋外広告物条例等)

(5) 周辺公共施設の利用を阻害しないこと。

(6) 公害の発生を未然に防止するため万全の対策を講じること。(公害対策基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法、神戸市民の環境をまもる条例等)

(7) 甲が環境保全のため行う施策に協力すること。

(8) 地下工作物については、物揚場、道路及び隣地に影響をあたえないよう施工すること。

(9) 危険物の取扱いに万全の対策を講じること。

(10) 確定事業実施計画及び本計画に従って使用すること。

2 乙は、本件土地には、●●等が残置されていることに留意し、本件建物等の建築工事にあたっては、現地調査を行い、自己の負担と責任において必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、近隣事業者に対して必要となる建築工事等の事前説明及び建物建築に伴う風害

及び電波障害等の対策を、自己の負担と責任において行うものとする。

4 乙は、本件土地が港湾法第2条第5項に規定する港湾施設としての緑地であることに鑑み、下記の各号を遵守しなければならない。

(1) 緑地を適正に維持管理し本事業を着実に実行するため、甲との間で別途協定書を締結し、これを遵守すること。

(2) 海上花火大会等、甲が主催又は共催もしくは後援する各種イベント開催時に、イベント主催者等による本件土地の利用について協力すること。

(3) 非常災害が生じ、円滑な物資輸送及び避難地の確保を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、甲が本件土地を乙以外の者の利用に供すべきことを乙に指示したときは、その利用を受忍すること。

5 乙は、甲が特別の事由があると認める場合を除くほか、本契約締結日から1年以内に本件土地を第3条第1項に規定する使用目的に供さなければならない。

(紛争等の処理)

第12条 本件土地の使用及び維持管理に伴い発生する乙と第三者との紛争その他の諸問題については、乙の責任と負担において解決する。

(費用負担)

第13条 甲は、本件土地の修繕義務を負わない。

2 整地、給排水その他本件土地の使用等につき必要な措置を講じるために必要となる費用は、すべて乙の負担とする。

3 本契約締結等に要する費用は、乙の負担とする。ただし、本契約に係る公正証書作成費用は、甲及び乙が折半する。

4 甲は、乙が本件土地に関して負担した一切の費用について、その補償責任を負わない。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、本契約に関して一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は、本件土地の種類、品質（地盤沈下、地中の空洞及び埋設物等を含む。）又は数量に関して本契約の内容に適合しないものである場合であっても、本件土地の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害の賠償の請求を行うことができず、また本契

約を解除することができないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する契約不適合が甲の積極的行為によって生じたものである場合及び本件建物等の建築工事の支障となる地中障害物の存在である場合は、本件土地の引渡しの日から2年以内に限り、甲に対して当該契約不適合の解消について協議を申し出ることができる。ただし、甲が本契約締結前に資料等で示した地中障害物、30cm以下の捨石等はこの限りではない。

(承認事項)

第15条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

- (1) 本件土地の使用目的又は形状を変更すること。
- (2) 本件建物等の用途を変更すること。
- (3) 本件土地の全部又は一部を転貸すること。
- (4) 借地権その他本契約により取得した権利の全部又は一部を譲渡すること。
- (5) 本件建物等を第三者に賃貸すること。

2 乙は、前項に規定する承認を申請する場合は、甲が別途定める書式によるものとする。

3 乙が第1項に規定する甲の承諾を得て本件土地の全部又は一部を第三者に転貸する場合、乙は、当該第三者（以下「転借人」という。）との間で締結する賃貸借契約は、法第23条第2項に基づく事業用定期借地権としなければならない。かつ、その契約期間は、第4条第1項に定める期間を超えてはならない。

4 前項に規定する場合において、乙は、転借人との間の賃貸借契約において、本契約の終了時に転借人との間の賃貸借契約も終了する旨を定めなければならない。

5 乙が第1項に規定する甲の承諾を得て本件建物等を第三者に賃貸する場合、乙は、当該第三者（以下「借家人」という。）との間で締結する契約において、同契約が法第39条に規定する取壊し予定の建物の賃貸借であり、本件建物等の取壊開始時に同契約が終了する旨を定めなければならない。

6 乙は、借家人との賃貸借契約において法第35条に規定する効果を生じさせないために、本契約の契約期間満了の1年前までに、本契約が契約期間の満了によって終了する旨を借家人に通知しなければならない。

7 本条第3項又は第5項に規定する契約が締結された場合、本契約の各規定の適用上、転借

人又は借家人の行為は、乙の行為とみなす。

- 8 本条第3項又は第5項に規定する契約が締結された場合、乙は、甲に対し、速やかにその旨を書面にて通知しなければならない、甲は乙に対し、何時でも乙と転借人又は借家人との間の賃貸借契約書の提示を求めることができる。

(**新增改築等の承認**)

第16条 乙は、本件土地に新たに本件建物等以外の建物、工作物等を建築し又は設置しようとする場合、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない（当該承認を得て建築し又は設置した建物その他建造物は「本件建物等」を構成する。）。既に甲の承認を得て建築又は設置した建物等の増改築、大規模な模様替え、用途変更等を行う場合も同様とする。ただし、甲において軽易と認めるものについては、甲への届出をもって足りる。

- 2 乙が前項に規定する承認を得ようとする場合又は前項に規定する届出を行おうとする場合は、甲が別途定める書式によるものとする。

(**違約金**)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙に対し、当該各号に定める金額を違約金として請求することができ、乙は、これを甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により支払う。

- (1) 第3条第1項、第27条若しくは第28条の規定に違反したとき、又は第26条の規定に該当するとき。 賃貸料月額の12か月分

- (2) その他本契約に基づく債務を履行しないとき。 賃貸料月額の6か月分

- 2 前項に定める違約金は違約罰であり、第23条に規定する損害賠償の予定又はその一部とはしない。

- 3 第1項の規定は、次条第1項に規定する甲の契約解除権の行使を妨げないものとする。

(**契約の解除**)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、催告その他の手続を要せず、直ちに本契約を解除することができる。ただし、第1号については通知の手続を要する。

- (1) 甲又は国において、本件土地を公共用、公用又は公益事業の用に供する必要が生じ

たとき。

- (2) 乙が港灣法第 51 条の 4 第 2 項の規定に基づき本計画の認定の取消しを受けたとき。
- (3) 本契約の締結に関して乙が甲に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 乙が金融機関による仮差押え又は仮処分、強制執行、競売の申立てを受けたとき。
- (5) 乙が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行い、又は申立てを受けたとき。
- (6) 乙が合併によらないで解散をしたとき。
- (7) 乙の財産について、強制競売又は担保権実行としての競売の開始決定があったとき。
- (8) 乙が行政庁より滞納処分の通知を受けたとき、又は乙の財産について、滞納処分としての公売の公告があったとき。
- (9) 乙が正当な理由なく賃貸料を 90 日以上滞納し、又は保証金を納付期限までに納付しないとき。
- (10) 第 3 条第 1 項、第 27 条、又は第 28 条の規定に違反したとき。
- (11) 第 26 条の規定に該当するとき。
- (12) その他本契約に規定する義務を乙が履行せず契約を継続し難いとき。

2 甲は、前項第 1 号の事由に基づき本契約を解除する場合、乙に対し、甲が公共用地を取得する場合に使用する国の損失補償基準に準じて損失を補償し、同項第 2 号から第 12 号までの事由に基づき本契約を解除する場合は、乙に対して一切の補償を行わないものとする。

(契約の解約)

第 19 条 乙は、契約期間の開始の日から起算して 10 年を経過した場合、甲に対して書面により本契約の解約を申し入れることができ、本契約は当該申入れの日から 1 年を経過した時に終了するものとする。ただし、乙が当該申入れ後 1 年を経過する前に本契約を解約しようとする場合は、解約しようとする日の翌日から当該申し入れ後 1 年を経過する日までの間の賃貸料に相当する額を支払うことにより、本契約を解約することができる。

2 乙は、契約期間の開始の日から起算して 10 年に満たない期間にやむを得ない事由により本事業の継続ができなくなり、本契約を解約しようとする場合は、1 年前までに甲に対して書面で申し入れ、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定に基づき本契約を解約する場合、次の各号に従うものとする。

(1) 解約日時点における賃貸料の2年分に相当する額を違約金として甲に支払う。ただし、この違約金は違約罰とする。

(2) 甲に損害が発生した場合、前号に規定する違約金とは別に、その損害を甲に賠償する。

(土地の返還及び原状回復)

第20条 乙は、本契約が終了する日までに（第18条の規定に基づき本契約が解除された場合又は前条第1項の規定により本契約が終了した場合は、甲の指定する期日までに）、本件建物等の滅失登記を完了させたくえで、本件土地を甲に返還しなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、自己の費用をもって、本件建物等及びその他乙が本件土地に建設又は設置したものを取去し、本件土地の引渡し時の状態にまで原状回復して、本件土地を返還しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 乙は、契約期間の満了に伴い第1項に規定する本件土地の返還を行う場合は、同契約期間の満了日の2年前までに、甲に対し、本件建物等の取壊し及び借家人の退去等本件土地の返還に必要な事項を甲に通知しなければならない。

4 甲及び乙は、第2項の規定により乙が行う原状回復の内容及び方法について、協議を行うものとする。

5 甲は、乙が第2項の規定による原状回復を行わない場合は、自ら原状回復のための措置を講ずることができ、乙は、甲の請求に従い、当該措置に要した費用を支払わなければならない。

6 乙は、第1項に規定する期日までに本件土地を返還しない場合は、甲に対し、使用損害金として、同期日の翌日から本件土地の返還済みまで、契約終了時の賃貸料の倍額に相当する金員を支払う。

7 乙は、前項に規定する使用損害金を、甲の指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

8 乙は、第6項に規定する場合において、本件土地の返還の遅延により甲に損害が生じたときは、甲に対し、前項に規定する使用損害金とは別途に、その損害を賠償しなければならない。

9 乙は、甲に対し、本契約の契約期間満了時に存在する本件建物等について、法第 13 条による買い取りを請求することができない。

(賃貸料の返還)

第 21 条 甲は、本契約が解約又は解除された場合は、既納の賃貸料から経過期間にかかる賃貸料を差し引いて乙に返還する。ただし、乙が第 17 条又は基本協定書に規定する違約金を甲に支払わなければならない場合は、甲において当該返還額を当該違約金の一部に充当し、乙はこれに対して異議を申し立てることができない。

2 前項により返還する賃貸料には利息は付さない。

(有益費及び必要費等の放棄)

第 22 条 乙は、本件土地の返還にあたり、本件土地に自ら投下した有益費及び必要費等の償還を、甲に対して請求することができない。

(損害賠償)

第 23 条 乙は、本契約に規定する義務を履行しなかったため甲に損害を与えた場合、その損害を甲に賠償しなければならない。ただし、乙が自己の費用と責任においてその損害を回復した場合は、この限りではない。

2 乙が、本件土地の使用及び維持管理に起因する事故により第三者に損害を与えた場合、乙の責任と負担において当該第三者に賠償し、解決しなければならない。

(実地調査等)

第 24 条 甲は、港湾施設の管理上必要があると認めた場合、本件土地及び本件土地上の物件に立ち入って調査し、また乙に対し、参考となるべき資料の提出及び報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査・報告を拒み、又は妨げてはならない。

(届出義務)

第 25 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(1) 所在、名称又は組織、商号等を変更したとき。

- (2) 第三者との間に、合併等により会社組織の変動があったとき。
 - (3) 解散したとき。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき又は申立てを受けたとき。
 - (5) 本件土地上に存する建物等について、差押又は競売開始決定があったとき。
- 2 前項に規定する届出は、第 18 条に定める甲の解除権の行使を妨げない。
- 3 甲は、乙に対して通知をする必要が生じた場合、第 1 項に規定する届出がない限り、本契約書記載の住所、法人名、商号、代表者、氏名に宛てて通知を行うものとする。
- 4 前項に規定する場合において、乙が第 1 項に規定する届出を怠ったため、前項に規定する通知が延着したとき又は到着しなかったときは、当該通知は、通常到達するべき時に到達したものとみなす。

(暴力団等に対する除外措置)

第 26 条 甲は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 4 条第 1 項第 2 号又は第 6 号に掲げる者に該当する乙が、本公募において乙が提出した応募申込書の記載に反して同要綱第 5 条に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、乙に対する第 17 条の規定に基づく違約金の請求及び第 18 条の規定に基づく契約の解除を行うことができる。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第 27 条 乙は、本件土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員の活動に使用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。

2 乙は、甲の承認を受けて、第三者に本件土地を転貸し又は本件土地の借地権を譲渡する場合、及び本件建物等を賃貸又は譲渡する場合には、前項に規定する使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の規定に反する使用をさせてはならない。

(風俗営業等の禁止)

第 28 条 乙は、本件土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23

年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に定める特定遊興飲食店営業の用に使用してはならない。

2 乙は、甲の承認を受けて、第三者に本件土地を転貸し又は本件土地の借地権を譲渡する場合、及び本件建物等を賃貸又は譲渡する場合には、前項に規定する使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の規定に反する使用をさせてはならない。

(本計画等との不可分性)

第 29 条 本契約は、本要項、基本協定書、確定事業実施計画、本計画、事前着工に関する覚書及び緑地管理協定書と不可分一体の契約とする。本契約に基づき別途甲乙間で締結される協定も同様とする。

(疑義の解決)

第 30 条 甲及び乙は、本契約に規定のない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

(管轄裁判所)

第 31 条 本契約から生ずる一切の法律上の争訟については、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

(強制執行認諾)

第 32 条 甲及び乙は、本契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、直ちに強制執行を受けても異議がない旨認諾した。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 賃貸人

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

乙 賃借人

(別紙1)

* 契約期間 (第4条関係)
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

賃借物件 (第3条関係)					賃借料 月額 (第6条関係)	保証金 (第8条関係)	備考
物件番号	種別	所在	使用目的	面積			
1	土地	神戸市中央区波止場町 56-2、60の一部		m ²	@819円/m ² 円	円	